

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、日本赤十字労働組合神奈川血液センター支部執行委員長山田信悟から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 2 年 3 月 24 日にありました。

令和 2 年 4 月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

賃金引上げ、増員、長時間労働の是正その他の労働条件の確保・向上の要求に関する件

2 日時

令和 2 年 4 月 6 日以降問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場における日本赤十字労働組合神奈川血液センター支部の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所在地
神奈川県赤十字血液センター	横浜市港北区大豆戸町 680 の 7
神奈川県赤十字血液センター湘南事業所	厚木市愛甲 1837
関東甲信越ブロック血液センター神奈川製造所	厚木市愛甲 1837
横浜駅東口クロスポート献血ルーム	横浜市西区高島 2-13 の 2 横浜駅前共同ビル 7 階
横浜 Leaf 献血ルーム	横浜市西区北幸 1-6 の 1 横浜ファーストビル 14 階
横浜駅西口献血ルーム	横浜市神奈川区鶴屋町 2-23 の 2 TS プラザビル 1 階
かわさきルフロン献血ルーム	川崎市川崎区日進町 1 の 11 川崎ルフロン 9 階
みぞのくち献血ルーム	川崎市高津区溝口 1-3 の 1 NOCTY 1 10 階
二俣川献血ルーム	横浜市旭区中尾 1-1 の 2
クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム	藤沢市南藤沢 21 の 8 大安興業ビル 2 階

4 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為を実施する。